

## いわき都市計画地区計画の変更（いわき市決定）

都市計画四倉町六丁目地区計画を次のように変更する。

	名 称	四倉町六丁目地区計画		
	位 置	いわき市四倉町字六丁目の一部の区域		
	面 積	約 1.5 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、いわき海洋リゾート都市整備構想における四倉地区の開発整備ゾーンの拠点の一つであり、その実現を通して、四倉地区の活性化を図るべき地区と位置づけられている。</p> <p>四倉地区の基幹産業である漁業は長期低落傾向にあり、地区経済の再生と活性化のために、現在遊休地化している漁業関連工場跡地の有効利用を図るため、必要な地区施設の整備を行い良好な海洋性リゾートに対応した土地利用の転換をすることを本地区計画の目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>当地区は磐城海岸県立自然公園の普通地域内に位置しているため、周辺環境との調和を基調とした適切な土地利用の規制・誘導により、漁業関連の工業的土地利用から海洋性リゾート施設への転換を図る。</p>		
	地区施設の整備方針	海洋性リゾート地にふさわしい遊歩道を整備する。		
	建築物の整備の方針	<p>周辺環境との調和を基調とし、健全で良質な海洋性リゾート施設建築物とする。また、漁港区域については漁港施設整備計画と整合を図り建築できるものとする。</p>		
	その他該当地区の整備・開発及び保全に関する方針	磐城海岸県立自然公園の普通地域指定を尊重し、現在の自然環境の維持に努める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路 遊歩道 幅員 3.5メートル、延長 約270メートル		
	地区の区分	区分の名称	ホテル地区	
		区分の面積	約 1.0 ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は次の各号に掲げるものに限る</p> <p>1 ホテル又は旅館 〔ただし、ホテル等に付帯するサービス施設（結婚式場含む。）及び ホテル内で営業する飲食店、料理店及びカフェーを含み、建築基準法別表第2(㌘)項に規定する建築物を除く。〕</p> <p>2 物品販売業を営む店舗（床面積の合計は10,000㎡以下に限る。）</p> <p>3 水泳場</p> <p>4 船舶関係の修理工場</p>	
		垣又は柵の構造の制限	建築物及び関連施設の外壁もしくはこれに代わる柱は、刺激的な色彩又は装飾を避け、地区の環境に調和した落ち着いた色調にするものとする。	
備 考				

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

### 理 由

当地区は、四倉地区の産業の中心を成していた漁業の低迷から、停滞している地区経済の再生を目指し、漁業関連資産の一部を活用し「いわき海洋リゾート都市整備構想」と整合を図り、海洋性リゾート産業への土地利用の転換を図るため、平成4年に地区計画を定めているところです。

この度、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）の指定に伴い、当地区計画において制限する建築物の用途の整合性を図るため、本案のとおり地区計画を変更しようとするものです。

